平成２８年（再イ）第２３号

青森県むつ市脇野沢瀬野川目48番地２

再生債務者　山崎　秀春

1　決議に付する再生計画案　平成29年５月24日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年７月５日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月５日まで

平成29年６月７日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再イ）第４号

鹿児島県姶良市平松574番地

再生債務者　榮　真由美

1　決議に付する再生計画案　平成29年５月26日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年７月５日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月５日まで

平成29年６月７日

鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２３年（再イ）第２４号

宮崎県都城市志比田町11111番地３

再生債務者　萩元　邦男

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成24年４月13日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成29年６月７日

宮崎地方裁判所都城支部破産係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第３８号

福岡県久留米市三潴町西牟田1189番地10

再生債務者　金子　佳樹

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成29年６月７日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１号

山形県村山市駅西21番20号

再生債務者　片桐　博行

1　決定年月日時　平成29年６月７日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年７月５日まで

4　一般異議申述期間　平成29年７月19日から平成29年８月２日まで

山形地方裁判所民事部

平成２９年（再ロ）第２号

熊本市西区花園６丁目38番45号

再生債務者　福原　洋子

1　決定年月日時　平成29年６月７日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年７月５日まで

4　一般異議申述期間　平成29年７月19日から平成29年７月26日まで

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第２号

川崎市宮前区馬絹1364番地１　藤和宮崎台コープ　509

再生債務者　田中　英治

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年６月21日まで

平成29年６月７日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（再ロ）第１号

石川県小松市南浅井町イ132番地５

再生債務者　吉田　智洸

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年７月３日まで

平成29年６月７日　金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（再ロ）第１３号

大阪市住之江区南加賀屋４丁目４番33―905号

再生債務者　西　　真一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年７月４日まで

平成29年６月６日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第２号

兵庫県姫路市田寺東２丁目39番８号

再生債務者　濱田　隆史

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月31日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年７月４日まで

平成29年６月６日　神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１０００４号

長崎県佐世保市春日町36番25号

再生債務者　馬場　翔平

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月５日

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２８年（再ロ）第２号

茨城県つくば市稲荷原１番地220

再生債務者　齋藤　愛子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月２日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（再ロ）第１号

山口県下関市豊浦町大字小串370番地52

再生債務者　田邉　圭一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月６日

山口地方裁判所下関支部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月二十六日

掲載頁　一五五頁（号外第一一〇号）

（こ）確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年六月十五日

福岡市中央区渡辺通五丁目二四番二二号一三F

（甲）株式会社パワーホールディングス

代表取締役　廣畑慎太郎

福岡市中央区渡辺通五丁目二四番二二号一三F

（こ）株式会社パワーフードサービス

代表取締役　古賀　　清

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲はこのパチンコ店「スマイルマックス熊谷」の事業に関する権利義務を承継しこはそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年八月一日であり、甲及びこの株主総会の承認決議は平成二十九年六月一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（こ）http://taiho.ikidane.com/taiho_kessan12.pdf

平成二十九年六月十五日

埼玉県熊谷市佐谷田六五九番地一

（甲）株式会社スマイルクラブ

代表取締役　呉　奉　大

北海道沙流郡日高町富川南二丁目二番二二号

（こ）株式会社大宝グループ

代表取締役　金沢　太景